

介護つうしん



令和3年3月12日発行

第14号

新冠町地域包括支援センター（保健福祉課）

高橋・白鳥・柳澤・仙波

《こんなことが高齢者虐待です！》

高齢者虐待は毎年増加しており、厚生労働省の調査で令和元年度は全国で 17,572 件の虐待が認知されています。

また虐待とは、殴る等の暴力をイメージされる方が多いですが、暴言・怒鳴るなどの心理的なものや、世話をしないという介護放棄も虐待とされており、主に以下の5つに分けられます。

自分自身や大切な人を守るために、高齢者虐待について考えてみませんか？

身体的虐待

身体を傷つけたり、必要以上に動けなくすること

たとえば・・・

- ・叩く、つねる、無理やり食べ物を口に入れるなど
- ・ベッドに縛り付けたり、部屋から出られないようにする

心理的虐待

脅し、失礼な態度や言葉、無視するなどにより苦痛を与えること

たとえば・・・

- ・怒鳴る、悪口をいう、侮辱をこめて子供のように扱う
- ・排泄の失敗等を嘲笑したり、人前で話し恥をかかせる

経済的虐待

勝手に年金や預金を使ったり、理由なく本人の使用を制限すること

たとえば・・・

- ・本人の年金等を無断で使ったり、本人の自宅や土地を無断で売却する
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない

介護・世話の放棄・放任

身の回りの世話をしないことで、健康・生活環境を悪化させること

たとえば・・・

- ・本人に必要な病院受診や介護サービスを利用させない
- ・食事や水分を十分に与えない
- ・ゴミを放置するなど劣悪な住環境の中で生活させる

性的虐待

性的な行為や強要をすること

たとえば・・・

- ・排泄の失敗に対して、罰として裸にして放置する
- ・キス等の性行為を強要する

他にも虐待となる行為はたくさんあります。

また様々な虐待行為が絡み合っていることもあります。

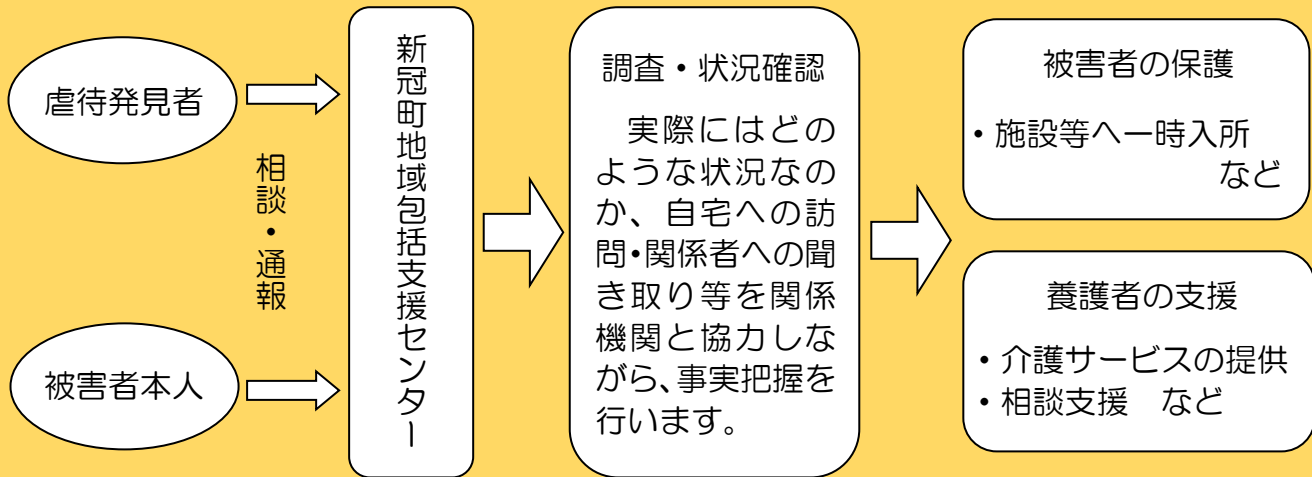


高齢者虐待に気づいた時はまずご相談を！！

相談先は・・・新冠町地域包括支援センターまで！！

(新冠町役場 保健福祉課 介護予防係・介護支援係)

0146-47-2113 にご連絡を！！



※通報・相談の個人情報を守られます。

《こんな状況をしたこと・みかけたことはありませんか？》

- 介護が大変なので、放ったままにしている
- 幼稚な言葉で話したり、ののしったり、小ばかにすることがある
- 物事の良し悪しをわからせるため、叩いたり、つねったりしている、不自然なアザがある
- 認知症による行方不明にならないよう、外に出られないように閉じ込めている
- 本人の年金や預金を、無断で使っている
- 必要な生活費を渡していない
- よく怒鳴り声や泣き叫ぶ声が聞える
- 必要な病院受診や介護サービスを受けさせていない
- 人前でオムツを換えたり、排泄の失敗の罰として裸にさせている

実際の生活の中で虐待かどうかを判断することはとても難しいことです。

少しでも不安に感じた時は一度ご相談ください。

早めの連絡が、高齢者本人・擁護者・地域全体を守るきっかけとなります。

皆様のご協力をお願いいたします！



高齢者の方へ

自分自身が虐待を受けていても、これが虐待だとは思えなかったり、自分が悪いのだからと思ってしまい、なかなか相談ができないものです。

でも悩みや、つらい思いを共有することで解決できる問題もたくさんあります。

自分自身を守るために成年後見制度などの制度を利用することも大切です。まずは一度ご相談ください。



どなたかの介護をされている方へ

介護は状態によって24時間365日必要であり、終わりの見えないものです。また身近な人であればあるほど、さまざまな感情の中で介護しなければならず、一番大変な思いをされていると思います。

しかし高齢者の方にとって、介護をしてくれる養護者の存在は、とても心強いものです。だからこそ、介護サービスや制度を利用して、負担を減らすことが大切です。ぜひ一度ご相談ください。



地域の皆様へ

日頃の生活の中で、高齢者のことで少しでも異変や違和感を感じたらぜひご連絡をください。

虐待を受けている高齢者や養護者が直接助けを求めることは勇気が必要であり、自らはなかなかできません。だからこそ地域の皆様の気づきが大切です。

些細なことでも構いませんので、ぜひご連絡ください。安心して暮らせる地域づくりのために今後ともご協力をお願いいたします。



高齢者に関する虐待や介護・日常生活のご相談は・・・

新冠町地域包括支援センター
(保健福祉課 介護予防係・介護支援係)

電話：0146-47-2113

担当：柳澤・仙波・高橋・白鳥



ご存知ですか？

成年後見制度

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理や、介護・福祉サービスを利用するための手続き・契約が難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、判断できずに結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。

このような判断能力の不十分な方に代わって、家庭裁判所で選任された第三者が財産管理などを行い、支援するのが、「成年後見制度」です。

《どんなことをしてくれるの？》

家庭裁判所から選任された支援者（成年後見人など）は、大きく分けて、「財産管理」「身上監護」について支援します。

また、本人が単独で行ってしまった契約を取り消したり、本人に代わって法的な契約を結ぶことができます。

財産管理

- ◎ 預貯金の管理
- ◎ 光熱水費の支払い
- ◎ 不動産の管理
- ◎ 遺産分割 など…

身上監護

- ◎ 福祉・介護サービスの利用手続き
- ◎ 医療・施設の入退所の手続きや費用の支払い など…

《どんなひとが支援者になるの？》

家庭裁判所から選任される支援者（成年後見人など）には、弁護士や司法書士などの専門家のほか、当町では新冠町社会福祉協議会が支援者として活躍しています。

誰に選任されるかは家庭裁判所の決定によりますが、本人に代わって財産管理や身上監護を行います。

成年後見制度利用支援事業のご案内

新冠町では、成年後見制度を利用するにあたって、必要な費用を負担することが困難な方に対し、その費用について助成します。

詳しくは 新冠町役場 保健福祉課 介護支援係までお問い合わせください。



新冠町役場 保健福祉課 介護支援係
担当：高橋・白鳥
電話：0146-47-2113